

民生福祉常任委員会会議記録

1. 日 時	令和6年6月6日 令和6年6月6日	10時24分開議 12時10分散会
2. 場 所	議員協議会室	
3. 出席議員	稲山悟座長、岡圭子副座員長、小島政行委員、堀毛宏章委員、降矢杏奈委員、桐村裕一委員、上田英樹議長	
4. 欠席議員	なし	
5. 会議に付した事件	議案第39号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	
6. 議事の経過	<p>日程第1 議案第39号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>【環境みらい部】 ■清掃センター 環境みらい部より説明</p> <p>【主な質疑応答】</p> <p>小島委員 今回の改正ということで、個人、家庭用に関しては変わりなく、事業者だけの問題になるかと思えます。ただ1点、本会議場でもあったんですけど、今後処分場に関しては、ごみの最終処分場であるフェニックスに今のところのものをある程度搬入して、スペースを空けていくということでしたが、計画的にはどの程度毎年そのフェニックスに持って行って、現状どの程度確保しようとして考えているのか、その辺りお願いします。</p> <p>環境みらい部 現状は大体500トン前後で入ってきます。かなりうずたかく積んでおりまして、現状は危険性はないんですけども、より安定化、安全性を確保していくということで、入ってくる500トンプラスアルファ分を搬送して安定化を図っていきたいと考えておりますので、600トンから700トン程度を、毎年搬送していきたいと考えております。</p> <p>上田議長 2点だけ聞きます。本会議場での質疑の中で、火災ごみ等が主だったのですが、部長の提案説明の後、市長が再度検討しますと</p>	

いうことで答弁を頂きました。それで条例については、民福の委員会に付託されたわけですが、本会議場の場と今日委員会で説明された内容について、検討されて増えた減ったという事項は、この参考資料の中でどこでしょうか。

環境みらい部

先の本会議のときに火災ごみの件につきまして、市長から改めて協議をしますということで答弁があったわけですが、以前に協議はしていたんですが、最終の詰めができていなかったということで、あのような答弁になってしまい申し訳なかったんですが、その後改めて協議をし、先ほど所長のほうからも説明がありましたが、資料で申しますと4ページの火災廃棄物の受入れ基準について、整理をさせていただきました。(1)については、当初のとおりでございます。(2)につきましては、先日の答弁のときについては、受入れができないという答弁をしましたが、協議の結果、センターで焼却ができるものについては、同じように受入れていくとしております。それ以外の埋立ての分、(3)の部分については、埋立ての部分ということになりますので、今回改正をお願いしておりますように、埋立ての用地がないという状況になっておりますので、この部分については、本来の形でお世話になりたいと思います。

上田議長

条例が令和7年1月1日から施行ということで、あと半年あるんですけど、その中でも具体的に運用していかないといけないと思うんですけど、参考資料の3ページの埋立て地の現状についての中で、特に分かりやすくゴシック体で激変緩和対策として小規模事業者かつ少量であれば、令和7年6月、約半年間延ばしますよというところがあるんですけど、実際運用するに当たって、小規模事業者かつ少量という基準は持っておられますか。

環境みらい部

小規模事業者というのは、経過措置の中で市内の事業者ということです。市内の事業者は、基本的には建設業でいえば小規模事業者になっておりますので、市内の事業者であれば基本的にOKで、あと市内で発生したものに限るということです。ですので、例えば市外の業者が丹波篠山市内で水道工事をされた、あるいはトイレ工事をされた分の瓦礫については、基本的には産廃の処分場に持っていただきますということです。市内の業者であればそれは清掃センターに持ってきていただければいいですよということと、少量というのは、2トン車1台程度だったんですけど、それを軽トラック1台程度にできないかということで内部で検討してるんですけど、2トン車1台程度、1現場につきということです。なので、毎日少量ずつ2トン車を毎日1台ずつ持ってくるということではなく、1現場

について2トン車1台程度ということをお願いします。これに関しては、ごみの対応などその辺も含めて詳細を聞きとり、これは市外じゃないですよ、市内ですよと、これ2日目と違いますかというようなことも含めて、確認させていただきたいと思います。ただ、捜査機関ではございませんのであくまでも向こうの申出のとおりですけれども、そういう形で考えています。あともう1点、補足で来年の1月から施行で市内の業者については6月末までだったんですけども、火災ごみにつきましても、周知期間が要るだろうという協議の中で、今までは自治会の方も含めて、火事のごみは丹波篠山市の場合は免除、全部清掃センターで受入れてもらっていたというようなことをどこかの知識ではお持ちですから、これについては丁寧に自治会長会の役員も含めて、変更させていただきたいということで説明をしていかないといけないということで、来年の6月末まで火事のごみも同様に、受け入れるということになっております。

上田議長

十分聞かせていただきよく分かりました。でもこのままの文言で表現されたら分かりません。だからもし周知される際には、小規模事業者とはこういうものだ、少量であればこれを基準としているというのはきっちり明確にされて、やっていただけたらありがたいなというふうに思っております。もう1点だけ、細かいことで申し訳ないですが、追加資料4ページの4の火災廃棄物の受入れ基準ですけれども、事業者が解体したものは受入れ不可とするということだったんですけども、前の本会議の中でも出たんですけども、なかなか個人、自治会内で、バックホーとかを持っておられる方が少なく、その分は掘り起しを業者にお願いしますよということでした。その下(3)には、個人等で運搬を行う前も含め、受入不可としますよというところに個人、自治会等という表記がありますが、「など」というのは何か意味ありますか。

環境みらい部

隣保や組という意味合いでございます。私の近所で火事があったんですけど、自治会長が来てくれましたが基本的に隣保で、灰かきをしました。ということで、その方々が持ってこられたらという意味でございます。

岡副委員長

事業所の埋立てごみについてお話ししていただいた中で、1月、2月にかけて、兵庫土建などを訪問されたとのことでしたが、再度その他の訪問先を教えていただきたいのと、事業所からしょうがないということで承諾した代わりに、開始時期を延長してほしいという申し出があったというお話があったんですけども、尋ねられたところ皆さんが承諾されたのでしょうか。

環境みらい部

正式に申し上げますと、丹波篠山市の管工事組合は上下水道の市が発注する工事も含めて、ご自宅の中の給水設備、トイレ、お風呂、それから炊事場等の水回りの工事をされます。当然、古いトイレを割ったりしたらタイル張りですので、そういったものが出てきたりします。そして、丹波篠山市職業訓練協議会という1人親方の左官業や建設業の業者の訓練をする団体があります。そこに、技能高等学院というのがございまして、その学院長が日置の建設業者です。それと、兵庫土建は南新町に事務所がございまして。基本的には労働組合なんですけど、支部長や書記長というふうな形でしたが、市内の建設業あるいは左官業の方でした。清掃センターにお仕事でごみを捨てられに来られていますから、その中で、埋立て地の状況を見ると、かなりせり出して高く積んでおるので、仕方ないのご理解をいただいた。ただし、丹波篠山市の場合は分けなくてもいいんですが、本来、産業廃棄物は非常に細かく分別して分けなければならないんです。そうしないと受入れができない。その代わり安いんですが、清掃センターの場合は150円、トン当たり1万5000円ですけど、分別しなくてもよく、何でもかんでも埋めたらいいという形で来られるので、その辺りの業務のやりやすさというのがあって清掃センターに来られてるんですが、いよいよということで分別していくのに、産廃でルートを確保したりとか、そういったことに時間がかかるので時間的猶予が欲しいというような意味合いでおっしゃられました。

岡副委員長

先ほど、埋立てごみについては、清掃センターの敷地内にもう場所がないとおっしゃいました。そのため、今後は神戸沖のフェニックスに運ぶということをおっしゃったんですけど、丹波篠山市は山間部が多いので、困ってる方にとったら納得がいくのかなってというふうに思ったんですけど、場所をほかに探して、どうしてもなかったのかお聞きしたいんです。

環境みらい部

清掃センターを現在地で稼働するのも、何とか地元のご理解を得て、稼働を継続させていただいております。必要なものではあるんですけども、家の近所、あるいは地元には困るというのがごみの処理の施設でございまして。相当費用もかかりますし、補修もしていかなければならない。また、水処理施設をつくったんですけども、当時のお金で6億8,000万円ぐらいかかっております。それで公共水域に汚染物質を流さないような処理をさせていただいておりますので、相当経費がかかっていくので、そういったものが近所に行けるといふことの嫌悪感ですとかを考えると、市内に埋立て

地を確保するというのは非常に困難ですし、清掃センターを2つつくるような形になりますので、そこにも受付の職員がいる。計量棟を置き、管理も要るということで、別に作るということは現実問題難しいということでございます。

堀毛委員

火災廃棄物の受入れ基準が変わるんですが、現在解体業者により解体された産廃については、減免の対象になっているんですね。来年施行以降は、産廃業者が清掃センターに運び入れができませんので、当然被災者の方の負担になるということなんですが、もう一方で焼け木材については、清掃センターで処理可能な木材のみ減免対象で受入れますと、これは事業者による解体後の産廃についても同様であると書いてあるんですが、産廃についての清掃センターの受入れが廃プラスチックと動植物性残さ、医療廃棄物となっている。この木材を何に該当するというふうに、解釈されているのかお聞きします。

環境みらい部

本来は産業廃棄物の分類で厳密に言うと木くずに相当すると思いますが、産業廃棄物として木くずを処理しますということで、産業廃棄物処理法上の市の告示をしていません。今までは、住宅火災廃棄物は減免ですので、すべて清掃センターで受け入れていました。材質は同じものでございます。処理が可能などというのは処理が可能で大きさのものに裁断していただいたりすれば、燃やせるものですから、その分については、受入れるというのが市長との協議の中で変わったところがございます。なので、処理が可能なものとして受け入れるという形をとらせていただきます。

堀毛委員

ただ、産廃には違いないわけですよね。そうすると産業廃棄物の受入れの基準を変更する必要があると思いますが、その辺はどうですか。

環境みらい部

整理していきたいというふうに考えます。

堀毛委員

フェニックスへの搬入を含む県内外の民間施設という話が出ました。今、既にフェニックスには、焼却灰の搬入をされており、年間2千数百万円の搬出する運搬料があるので、かなりの金額になっているんですけども、これに加えて、今後一般廃棄物として、受入れた瓦礫類を既存の埋立て地からも、余裕もたせるためにおよそ600トンから700トン運び出すと、フェニックスの場合は大体1トン当たり、1万数千円ですかね。600トンとするとそれだけで7、8百万円。搬送料を入れると多分一千数百万円になるかと思えます。この金額当然入りがなくなるわけですから、出のほうとして予算処理を当然していただく必要がある。これを来年度以降、継続

的に行うということになるかと思うんですが、フェニックスへ運ぶのか、県内外の民間施設、これはもう最終処分場なのか、あるいは中間処理施設なのかという違いがあると思うんですが、その前処理を余りしたくないというような説明がありましたので、前処理をしないとフェニックスへの搬入は困難である。そうすると、中間処理業者に対して、前処理も含めて、依頼するというような方向性になるのでしょうか。その辺、フェニックスへの搬入分と中間処理業者への搬出分、大体どんな割合で考えてあるでしょう。

環境みらい部

フェニックス、大阪湾広域臨海環境整備センターの場合は、非常に受入れ基準が厳しく、コンクリート一辺 30 センチ程度にすること、鉄筋は抜くこと、土管等の中が空洞になってはいけない。埋立て地ですので中が空洞になっておりますと、埋立ての状況に悪影響を及ぼすということで、中が空洞のものは駄目だということで基準が厳しくなっています。先ほど申し上げましたように丹波篠山市の処分場ではそういった分別をせずにそのまま埋立て物として出されていますので、一辺 30 センチ以上のコンクリートとか、中に鉄筋が入ったものというのもございます。これを前処理をしないとフェニックスのほうでは受け付けていただけません。それを現実問題として清掃センターで分別したり、処理をするというのは、別のプラントをつくって、別の処理をする職員、直営であるのか委託にするのか別ですが必要になってきます。フェニックスは確かに 1 万数千円と安いんですが、そういった経費がかかります。あと現在提案頂いておりますのは県外の民間施設の最終処分場なんですが、ここはもうなんでも持ってきてもらったらいいですということなんですが、トン当たり 2 万 5 0 0 0 円ということで、ほぼ倍の金額でございます。その辺の兼ね合いで、例えば、前処理をしなくてもフェニックスへ持っていける分、分別が可能であれば、フェニックスのほうで持っていく、あるいは、これはもう絶対に分別が無理だという部分については、県外の施設へ高いけれども持っていくというようなことをせざるを得ないのかなということも含めて、まだ 4、5 年ございますので、検討していきたいというふうに思っております。

堀毛委員

最終処分場へ搬出し、中間処分場にはもう入れないということによろしいですか。

環境みらい部

そのとおりでございます。

稲山委員長

今回の条例改正に当たって近隣市町のことにも鑑みということだったんですけども、近隣市町についてはどこを把握をされたのか。それから、例えば県内でこういうことをされているところがあるのか

ないのかを聞かせていただきたい。それから、事業者のほうには事前に丁寧な説明もされてご理解を頂いておるといふようなことだったので、要望になりますけども引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。あわせて、市民の皆さんへの説明、自治会長会を通じて説明するということでしたので、市民の皆さんにとっては大きな制度変更になると思いますので、きちんとその辺は自治会長会を通じて、またいろんな場を通じて、説明頂くようによろしくお願ひしたいと思います。1点だけ、その近隣市町と県内の状況を把握されている範囲で構いませんので、説明をお願いしたいと思います。

近隣については、三田市、丹波市、宝塚市、猪名川町、西脇市、多可町、朝来市に聞かさせていただきました。広域でやっておりますのは、猪名川町、川西市、大阪の能勢町が国崎クリーンセンター、それから西脇市、多可町がみどり園でございます。あと南但クリーンセンターが朝来市と養父市でございます。火災から出た廃棄物につきましては、一般廃棄物については減免で受入れている。ただし、瓦礫類については、受入れをしてない自治体と、個人、自治会でした分であれば免除で受けているところの2通りございました。いずれにしても、事業者が解体した産廃を受入れている自治体は皆無でございました。唯一県内であるのが、神戸市が受入れをしております。神戸市につきましては、量の制限をしております30平米以下の建物が6トンまで、それ以上が30トンまでということで制限をかけております。丹波篠山市は中山間地域で、家屋が大きいため、田舎の一軒家が燃えますと大体150トンから200トン、場合によっては300トンぐらい入ってきます。そのうちの80%が埋立てのごみでございます。それを県外の処理施設に委託しようとするれば、先ほど申し上げました県外民間施設の2万5000円を掛け合わせていただくとどれぐらいの経費がかかるかということをご理解頂けるといいますので、これにつきましては、ご理解を頂きたいというふうに考えております。丹波篠山市はこれまで受け入れていたのだから、市外は関係ないというようなご意見もあるんですけども、ほかを見ますと、そういったことをやっていると、周辺ではなかったということでございます。あと、事業者の方のご理解なんですけど、私どもが説明に行ってお話をさせていただいたのは、あくまでも役員さんレベルでございますので、その役員さんレベルから、会員の事業者のほうには情報はおりていると思いますけれども、実際に1枚分のチラシを、計量棟のほうで、半年から1年程度、該当の事業者さんにお渡しをさせていただいて、来年7月からこうな

稲山委員長

りますよというような形で説明をさせていただこうかなというふう
に考えております。

今回の条例改正の理由の1つとしては、ひっ迫しているという前提と、近隣市町の状況も鑑みた上での条例改正ということによろしいですね。

環境みらい部

そのとおりでございます。

桐村委員

要望になってくるんですけども、今お話の中で、近隣市の状況を見て、状況を変えるということで簡単に言うと、市のサービスの質が下がるということになりますよね。逆に言えば今度周りがやっていて、丹波篠山市でもできてない問題はあると思います。これが同じように、きちんと周りの意見を考えて進めていけるような形に、ほかのこと、もちろん今回サービス下がったこともありますけど、逆にサービスを上げないといけない問題はたくさんあると思います。これは今回のごみ処理だけではないので、市の体制として近隣市の状況をこれから私たちもいろいろ調べて、提供させていただきますので、よりよい実施になってもらいたいと思っているところです。

環境みらい部

他市の好事例を検討して導入できる施策は入れていかせていただきます。

堀毛委員

先ほど、4、5年を目途にフェニックスあるいは民間最終処分場への搬入を検討しているという話でしたが、今後も家庭系の埋立てごみが、年間250トン程度入ってくるわけですね。事業系はなくなるけれども、一方で火災が発生した場合、例えば令和3年に山内町の火災が発生して10件程度全焼しました。そのときの埋立てごみが、1000トンぐらいありますよね。通常の500トンの倍の処理が発生した。そうすると今後建物火災があることによって、埋立てごみの搬入が増えてしまうので、あまり4、5年というような悠長なことは言っていられないような気がします。むしろ、来年度ぐらいからフェニックスあるいは県外の最終処分場に、既存の埋立て物を運び出す方向で処理しないと、なかなか余裕のある埋立て処理はできないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

環境みらい部

確かに来年の6月までは今の基準で、火災の廃棄物を受け入れるということになりますので、1件あれば、大きなお家ですと200トンとかになりますので、大規模な火災があれば1000トン近く入ってくるので、それこそ容量をひっ迫します。想定外を想定しないといけませんので、そういったことがあった場合はその段階で考えないといけませんけれども、基本的には、通常の状態であれば4、

5年はいけるという考えでありますので、おっしゃるように、早急に検討していくということと、火災廃棄物につきましても、来年の7月以降は小規模な量しか基本的に入ってこないという想定をしております。それ以降は大量に入ってくるということは想定しておりません。ただし、おっしゃるように、大規模な火災が発生して、基準外のことをやらざるを得なくなった場合、例えば能登の地震なんかで公費解体した場合は、そういった別の基準で考えないといけないと思っております。山内町の火事のような10軒燃えた場合でしたら、1000トン弱入ってきてひっ迫しますので、想定外を想定しないといけませんので、その段階でまた検討します。おっしゃるように早急に4、5年というような悠長なことじゃなしに、できるだけ早く検討させていただきます。

小島委員

今回の条例の改正によって、事業者にかかる費用が増える。そうすると多分その事業者がされる個人の工事についても費用負担が増えると思うんですけども、1点、まずは火災に関しては、多分それが保険で提供されるかと思うんですけど、火災以外の水回りの工事に関しては当然それは、市民の方にもそういう負担が増えるというふうに考えてよろしいですね。

環境みらい部

清掃センターへ持ってきてもらった場合のほうが逆に高くなります。トン当たり1万5000円、10キロ150円です。なので、きっちりと業者の方が分別していただいて、それぞれの産廃処理施設を持っていただき頂いたほうが、安くなるケースはあります。その手間が困るからということで、清掃センターへ持ってこられるのかなというふうに思います。市内の民間の処理業者ですと、トン当たり3300円ですので、そちらのほうが安いと思うんです。環境にもいいというふうに思います。ですので、目に見えて高くなるという事は想定はしていません。

小島委員

ぜひその辺り、また市民の方にも周知できるようによろしく願いいたします。

日程第2 議員間協議

議案第39号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

堀毛委員

火災で焼けた丸太の搬入について、個人または自治会等が搬入すれば、一般廃棄物として清掃センターで減免の扱いで処理していた

	<p>だけるといことは間違いないんですが、今後改正後、産廃業者は、瓦礫等は持ち込めないということになります。丸太については、産業廃棄物として有料で受け入れるという答弁でした。しかしながら、産廃の受入れ基準に丸太は入っていませんので、新たな別表の改正が要るんじゃないかということになりますので、その辺の確認だけお願いしたいというふうに思います。</p>
稲山委員長	<p>答弁では今後検討をするといった答弁をしていましたが、もう一度、確認しておいたほうがいいですか。</p>
堀毛委員	<p>今回の改正後の基準にかかわらず、これまでもいわゆる焼け木材については、産廃業者が解体すると産業廃棄物になるわけですから、当然これ持ち込むということは、産廃の持込み容認別表に明示されていなければいけないんですけど、ないんです。ということは、今までどういうことを根拠に丸太を産廃として運び入れてたのかということにもなるんですけど、必要でしたらきちっと条例で定めたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。</p>
	<p>所長は火災ごみを木くずと言いました。木くずは産廃として受入れ対象にはなっていないので、正確な意味でいうと搬入はできないということになります。もし、木くずを瓦礫類ということに持っていけるのであれば、今までは瓦礫類で処理していたけれども、今後はできないということになるんですけどね。そしたら、切った丸太は受け入れると言っているから、また辻褃が合わなくなってしまう。</p>
小島委員	<p>資料の4の(2)のところにある長さ1.5cm×直径10cm以下の木材が木くずに該当すれば、減免対応になるということか。</p>
堀毛委員	<p>個人自治会等、あるいは一般廃棄物収集運搬業者が運び込めば、減免対応ということになるんですね。</p>
小島委員	<p>後ろに事業者の解体も含めると書いていますが。</p>
堀毛委員	<p>問題はここで、産廃として受け入れるのであれば、今の別表には受入れる根拠はないので齟齬が出てくる。</p>
小島委員	<p>別表のどこに載っていますか。</p>
堀毛委員	<p>2ページの産業廃棄物の種類、清掃センターで受入れている産廃はゴシック表記とあります。(6)と(11)、(17)が現在産廃として受入れている種類であると、これのどれかに火災の木材が入っていないといけない。あとその下段の(4)感染性廃棄物で、現在産廃で受け入れることができるのは、この4種類です。</p>
小島委員	<p>今回審議して、別表内に記すようにということに、了解が得られたら、委員長報告の中に入れるのはどうか。</p>
稲山委員長	<p>今、堀毛委員のほうからご指摘があった部分については、今後委</p>

員長報告を作成しますのでその中で指摘があったことを報告させていただいて、今後、対応してもらおうというようなことを委員会として報告するということでさせていただいてよろしいですか。

－ 異議なし －

日程第3 討論・表決

議案第39号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

－ 討論なし －

－ 全員賛成、可決 －

稲山委員長

以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

稲山委員長

異議なし と認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

日程第4 その他

(稲山委員長より、年間テーマについて説明)

岡副委員長 挨拶

稲山委員長 散会宣告

散会